

令和3年第4回（9月）みなかみ町議会定例会会議録第3号

令和3年9月17日（金曜日）

議事日程 第3号

令和3年9月17日（金曜日）午前9時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 発議第 2号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について |
| 日程第 2 | 陳情第 5号 | 地方財政の充実・強化に関する陳情 |
| 日程第 3 | 陳情第 3号 | 学校給食費の無料化を求める陳情書（6月継続審査） |
| 日程第 4 | 陳情第 4号 | 新型コロナワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付等を求める陳情 |
| 日程第 5 | 認定第 1号 | 令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2号 | 令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3号 | 令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4号 | 令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5号 | 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6号 | 令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第 50号 | 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について |
| | 議案第 51号 | 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| | 議案第 52号 | 令和3年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | | 閉会中の継続審査・調査申出について |
| 日程第 9 | | 字句等の整理委任について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
6番	窪田金嘉君	7番	本多公保君
8番	高橋久美子君	9番	森健治君
10番	鈴木初夫君	11番	石坂武君
12番	中島信義君	13番	阿部賢一君
14番	高橋市郎君	15番	久保秀雄君
16番	小野章一君	17番	山田庄一君

欠席議員（1人）

5番 高橋視朗君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	佐藤富士夫君	町民福祉課長	中島修一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君	代表監査委員	澁谷正誼君

開 会

議 長（山田庄一君） おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。
議事日程第3号により、議事を進めます。

日程第1 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

議 長（山田庄一君） 日程第1、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長石坂武君。

（総務文教常任委員長 石坂 武君登壇）

総務文教常任委員長（石坂 武君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会に付託されました発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当局の説明後、直ちに質疑に入り、意見として、昨年も同趣旨の内容の発議が出されている点や、コロナウイルスが社会にもたらした影響は大変に大きいこと。発議による主張のように、財政の観点から、国に対し要望内容を伝えることは必要と思う等の意見が出され、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議 長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第2号の質疑を終結いたします。

これより発議第2号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて発議第2号の討論を終結いたします。

発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定されました。

日程第2 陳情第5号 地方財政の充実・強化に関する陳情

議長（山田庄一君） 日程第2、陳情第5号、地方財政の充実・強化に関する陳情を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長石坂武君。

（総務文教常任委員長 石坂 武君登壇）

総務文教常任委員長（石坂 武君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました陳情第5号、地方財政の充実・強化に関する陳情についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当局の説明後、直ちに質疑に入り、意見として、発議第2号と同様の内容であると理解できるし、安定した行政運営を維持していく上で財源の確保は非常に大事だと思う。採択して意見を伝えることは必要だと思うとの意見が出され、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて陳情第5号の質疑を終結いたします。

これより陳情第5号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて陳情第5号の討論を終結いたします。

陳情第5号、地方財政の充実・強化に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号、地方財政の充実・強化に関する陳情は、採択することに決定されました。

日程第3 陳情第3号 学校給食費の無料化を求める陳情書（6月継続審査）

議長（山田庄一君） 日程第3、陳情第3号、学校給食費の無料化を求める陳情書（6月継続審査）を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長石坂武君。

（総務文教常任委員長 石坂 武君登壇）

総務文教常任委員長（石坂 武君） それでは、総務文教常任委員会に付託されました陳情第3号、学校給食費の無料化を求める陳情書（6月継続審査）についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当局の説明後、直ちに質疑に入り、意見として、趣旨についてはおおむね理解しているが、我が町の子育て支援は、全体を通して他の自治体に劣らないし、独自の施策も実施している。児童手当については3歳未満から中学生までであるが、その他町独自の施策として所得基準外養育者に対する特別給付も1人当たり毎月5,000円の支給がされている。医療費の助成においても、高校生世代、18歳に達するまでの取組がある。その他、入学時の支援として、小学生で2万円、中学生で4万円が支給されている。給食費のみならず大変な子育て支援の支出についても理解すべきと考える。コロナ禍の状況や今後の財政状況を見ながらの対応が求められており趣旨採択とすべき。6月よりの継続というものであり、その間、群馬県でも緊急事態宣言が発令されており、町においても各種税収等が大幅に減額し、大変厳しい状況にあり、さらに悪化することが懸念される。ここで無料化に踏み切った場合、年間5,000万円ほどの予算計上が必要になる。単年度計上ならばいざしらず、継続しての計上は到底無理な状況と思われる。コロナ禍が収束し、財政の改善が図られたら積極的に取り組んでもらえればと思うので、趣旨採択が妥当と考える等の意見が出され、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて陳情第3号の質疑を終結いたします。

これより陳情第3号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択すべきものであります。

まず、趣旨採択について反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて陳情第3号の討論を終結いたします。

陳情第3号、学校給食費の無料化を求める陳情書(6月継続審査)を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、趣旨採択すべきものであります。

本陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号、学校給食費の無料化を求める陳情書(6月継続審査)は、趣旨採択することに決定されました。

日程第4 陳情第4号 新型コロナワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付等を求める陳情

議長(山田庄一君) 日程第4、陳情第4号、新型コロナワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付等を求める陳情を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

厚生常任委員会委員長高橋久美子君。

(厚生常任委員長 高橋久美子君登壇)

厚生常任委員長(高橋久美子君) おはようございます。

当委員会に付託されました陳情第4号、新型コロナワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付等を求める陳情についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

担当課より説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からは、本陳情は6月15日に出されたもの、3か月たって状況は変わったことがあるのか。陳情の中の副反応に関する数字について、当局はどのように受け止めているかとの質問がありました。町の9月5日時点での接種率は、全年齢で82.9%、65歳以上で90.3%である。最終的に全年齢の接種率は84.4%、65歳以上はほぼ終わっていると見込んでいる。厚生労働専門家会合資料から、副反応による死亡として認定された事例はないと捉えている。

また、今日までにみなかみ町において具体的に症例はあったのかの質問に、集団接種においてアナフィラキシーはゼロ件、救急車の要請もゼロ件、体調不良が数名あったが、副

反応というよりも熱中症疑いだった。健康被害については調査中の方が1名と回答がありました。

また、別の委員から、補償について救済制度があるが、この制度以外に補償の制度はあるのかとの質問に、定期予防接種について、健康被害の補償はこれだけであるとの回答がありました。

以上の質疑を踏まえ、各委員からは、本陳情はワクチンが始まったころの状況で出されている。3か月たって接種率が上がってきて世界的に意義が分かってきた。陳情は、再度の個人給付を求めているがいかがなものかと思う。ワクチン接種について、副反応等の情報提供はやっていると思う。採択は難しいと思う。また、コロナの関係は難しく素人が判断できるものではない。専門家が判断したものを信じるのが現実的な対応である。世界の趨勢を見ても、一番の対策がワクチン接種となっている。経済と権利をどこまで折り合いをつけるのか国の段階で判断。さらなる生活支援について、子供たちの代にツケを残さない視点での支援策が必要である。9月5日時点で国から事業を守る、雇用を守る、生活を守る施策について延長されているものがある。給付金については格差が生まれている。再度個人給付を行うよりは、行き届いていないところを考えていく、そういうところに対応していくべきと思う。また、個人補償措置についても、国の制度があるので採択すべきでないと思うとの意見と、出口が見えないところで不安。個人給付も考えなければいけないと思うとの陳情だと思う。個人補償措置について用意がされている。どうしたら認定されるのかという情報が必要と思う。趣旨採択で。

以上の意見を踏まえ、最初に趣旨採択について諮り、討論はなく、起立により採決を諮った結果、起立少数により趣旨採択すべきものと決することは否決されました。

原案に戻り、採択の討論はなく、起立により採決を諮った結果、起立少数により、陳情第4号、新型コロナワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付等を求める陳情は、不採択すべきものと決定されました。

以上、委員長報告といたします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて陳情第4号の質疑を終結いたします。

これより陳情第4号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

したがって、原案に戻り採択について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて陳情第4号の討論を終結いたします。

陳情第4号、新型コロナワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付等を求

める陳情を起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は、不採択すべきものであります。

したがって、原案に戻り採択することについて採決いたします。

本陳情は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山田庄一君) 起立少数であります。

よって、陳情第4号、新型コロナウイルスワクチン接種の安全性確保と生活再建のための個人給付等を求める陳情は、不採択することに決定されました。

日程第5 認定第1号 令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について

議長(山田庄一君) 日程第5、認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長石坂武君。

(総務文教常任委員長 石坂 武君登壇)

総務文教常任委員長(石坂 武君) それでは、総務文教常任委員会に付託されました認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。なお、連合審査会において全議員、担当課長をはじめとした職員の皆さんに出席いただき審査をしていただいておりますので、歳入歳出ともに主立ったものを報告させていただきます。

既に提案理由の説明がなされておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、歳入に対して、組合水道に係る道路占用料が計上されていないがについて、直営の水道事業及び組合運営の簡易水道等について、道路及び公共物使用料の徴収はないとの回答でした。

水道の供給事業という扱いの組合であれば、道路占用料金を徴収するべきではに対し、組合水道として、道路占用許可申請の要請を行っているところであり、地域整備課としては生活水道課との連携した中で調整をしていきたいとの回答でした。

雑入の中に、上毛高原駅前駐車場の収支還元金が計上されていないがに対し、指定管理制度により運営を行っており、管理費用が収入額を上回ったため、町への収入計上はないとの答弁でした。

実際の収入額及び前年度比はどうなっているかについて、令和2年度収入額は414万強であり、管理費用は683万8,000円強であり、町への収益還元金はないとの回答とともに、令和元年度の収入額は1,656万強であり、これからの管理費用等を控除した結果、532万円の還元金があったとの回答がされました。

令和4年度以降の管理についてはの質問に対しては、現指定管理期間5か年の最終年度が令和3年度となり、令和4年度以降については、指定管理にするか業務委託にするかに

については現在検討中との回答でした。

令和2年度の入湯税及び軽自動車税、不納欠損額が増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症によるものかに対しては、入湯税については、令和元年度は不納欠損がなく、令和2年度2件となっており、新型コロナウイルス感染症の影響とは考えていないとの答弁がありました。

令和元年度、2年度ともに、コロナウイルス感染症を受け厳しい財政状況となっているが、今後の財政状況の見直しに対しては、税収の落ち込み等の状況を注視し、緊張感を持って財政運営に当たっていくとの回答がされました。

次に、歳出につきましては、一ノ倉道路規制係員業務委託料359万5,000円の説明と、元年度はどこから支出したのかに対しては、谷川岳エコツーリズム推進協議会3名の方をお願いをして、一ノ倉まで行く道の入り口規制をお願いしている。元年度については、エコツーリズム協議会より直接支出しているとの回答がありました。

成果報告書の移住に関する相談件数が既に目標値を上回っているが、高い目標値に変更する考えはに対しては、第2期総合計画とリンクしており、5カ年ごとに作成しているので、次の5カ年で検討し、新たに目標を設定していきたいとの回答がありました。

老人福祉センターの解体工事が終わったと思うが、今後の土地有効活用については対し、移住定住促進住宅の候補地として検討しているとの回答がありました。

顧問弁護士委託料60万5,000円についての説明と、個別訴訟弁護士委託料49万5,000円についての説明をについては、顧問弁護士委託料は年間を通じてのもので、個別訴訟弁護士委託料については、公文書の開示請求1件と、RDF関連が1件との回答がありました。

シルバー人材センター運営費補助金600万円について、元年度比倍額になっているが対し、シルバー人材センターが法人化されたため、運営費補助金として組み替えての支出となったとの回答がありました。

町職員の育児休暇は、子供が何歳になるまで取得できるかに対し、満3歳になるまで取得可能との回答がありました。

2人目、3人目が生まれ、育児休暇を取得した場合、上の子がこども園や保育園に通っている場合、2号認定は退園になるかについては、1号認定に変更して引き続き保育は受けられるとの回答がありました。3号認定の子供は退園になるのかについては、育児休業開始から保育園に入園している児童は継続して入園可能だが、育児休業対象児童が1歳を超えて休業する場合は原則退園である。ただし、次年度に小学校へ就学を控えている場合は除くとの回答がありました。

有害鳥獣情報収集・管理事業の発信機取付指導等謝金と、猿は何群あるかの質問に対し、謝礼は熊の錯誤捕獲時の麻酔2件で、令和2年度は適当な猿が捕獲できなかったため、発信機の取付けはなかったとの回答がありました。

太助の郷管理運営事業の成果報告書の内容が前回と同じだが、指導は、あるいは事業計画は。やり方によっては収入が上がるのでは対し、厳しい状況で毎年似た内容になっている。内部で指定管理運営については検討している。補助事業で建設した建物であり、補

助金要件に沿った運営も考えなければならず、決め手に欠けている状況との回答がありました。

利根郡で学校事務の統一化を図る研究などを進めていると聞くが、定住圏構想や少子化の流れの中で、どのような議論がされたかに対し、教職員の多忙化解消への取組として、校務支援システムを利根郡で統一して導入をした。同じシステムを沼田市で使用しているため、利根、沼田としての利便性も向上しているとの回答がありました。

来春開校の統合中学校について、教員数、生徒数、部活動等については、生徒数は324人と見込んでいる。学級数については、不確定要素があり確定ではないが、13クラス前後と見込んでいる。職員数は、生徒数から教諭が19名、加配がどの程度になるか。また、管理職、学校事務員、町費の支援員等がプラス配置されることになるとの回答がありました。部活動については、教員の多忙化解消の目的で1部活2顧問という基準があり、職員の配置状況や外部顧問の数により決まってくるとの回答がありました。

以上で質疑を終結し、総務文教常任委員会に切り替え、討論はなく、採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

認定第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

これより認定第1号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第1号の討論を終結いたします。

認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、令和2年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第6 認定第2号 令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長（山田庄一君） 日程第6、認定第2号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上5件を一括議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

厚生常任委員会委員長高橋久美子君。

（厚生常任委員長 高橋久美子君登壇）

厚生常任委員長（高橋久美子君） それでは、本委員会に付託されました認定第2号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまでの審査の経過と結果を一括してご報告申し上げます。

最初に、認定第2号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定です。

本案につきましては、本会議初日に提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入りました。

質疑では、出産一時金と葬祭費について、令和2年度の数及び元年度の増減と、その理由との質問に、出産一時金は2年度16件、元年度19件、3件減で、国保加入者が減っている影響と考えられる。葬祭費は2年度32件、元年度31件、高齢化の影響と思われる。

また、人間ドック補助金の減額の理由と人数はの問いに対しては、2年度366人、元年度441人、75名の減、新型コロナの影響により病院で一時人間ドックの受入れを中止していたことも影響が大きい。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第2号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

続いて、認定第3号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

認定第3号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、認定第3号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

質疑では、県支出金が前年度より減っている理由はとの質問に、地域支援事業の交付金が減っている。介護予防の事業がコロナにより実施できなかったため減額。3年度に返還が生じる見込み。

また、介護の担い手育成のため、介護職員初任者研修の受講費の補助を行うと記載されているが、担当課の窓口に来て申請しているのかに対しては、そういう方もいるが、介護事業に勤務し、初任者研修でヘルパーの資格を取りたい方も申請に来ている。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第4号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

質疑では、利子と元金について、利子が5,337万円程度だが、地方債を見ると利率が高い。4.4とか4.75とか、今は0.5とかだが、民間だと書き換えるが、書き換えることは可能かとの質問に、以前、借換えの制度がアナウンスされたときに活用して高利率のものを償還したケースがある。今現在その制度がないので、このような状況になっている。

また、流域下水道建設費負担金が1,600万ほど、前年度は2,000万ほどあったが400万ほど下がっている。これは大穴以北の下水道区域をハイシテ条例改正が行われると思うが、その関係で400万円ほど減額になったのかに対しては、流域下水道建設費負担金については、群馬県の管理する流域下水道の整備や改修費を含めての負担金なので、今回の区域の変更に関わるものとは直接関係がない。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第5号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

最後に、認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてご報告申し上げます。

質疑では、水道料金徴収業務委託料2,494万8,000円とあるが、この会社に委託することによって不納欠損だとかがなくなるようにしていると思うが、2,500万円ぐらいに見合う実績が上がっているのか。決算報告でも1,750万円ぐらいの滞納があるが効果が出ているのかとの質問に、例年、現年分の収納率というものは99%台にある。分納誓約を取って徴収していくような形も取って対応している。成果が上がっていると理解している。

以上、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定されました。

以上、認定第2号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定についての審査の経過と結果の委員長報告といたします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

認定第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

議長(山田庄一君) これより認定第2号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第2号の討論を終結いたします。

認定第2号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号、令和2年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議長(山田庄一君) 次に、認定第3号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第3号の討論を終結いたします。

認定第3号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、令和2年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議長(山田庄一君) 次に、認定第4号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第4号の討論を終結いたします。

認定第4号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、令和2年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議長(山田庄一君) 次に、認定第5号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて認定第5号の討論を終結いたします。

認定第5号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

議長（山田庄一君） 次に、認定第6号について討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて認定第6号の討論を終結いたします。

認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号、令和2年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

日程第7 議案第50号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について

議案第51号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 令和3年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（山田庄一君） 日程第7、議案第50号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）

についてから、議案第52号、令和3年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上3件を一括議題といたします。

本案については、過日の本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第50号について質疑はありませんか。

11番石坂武君。

11番（石坂 武君） 予算書の7ページと11ページについて伺います。

まず初めに、7ページ、地域振興費、地域づくり費、ドローンスクールの誘致事業ですが、250万円について、旧百姓茶屋の改修ということでその内容と、先般、説明を受けていますが、改めてスクールそのものの内容も教えていただきたい。

11ページ、保健体育費、体育施設費、大中島運動広場のトイレ整備設計事業の委託料の部分で115万5,000円の計上がありますが、各種調整の後、設計の業務委託の後、具体的な建設になると思うんですけれども、具体的な建設の予定はいつ頃になるかを教えてください。

議長（山田庄一君） 総合戦略課。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えします。

工事請負費の内容でございますけれども、百姓茶屋の改修、空調機エアコン等の設置とトイレの洋式化を行うものでございます。

それと、ドローンスクールの内容ですけれども、こちらはドローンを安全に飛行させるための知識や操縦技術を養成するスクールを行う事業者を誘致したということでございまして、こちらの事業者によって、そういったドローンスクールを展開するというところでございます。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 生涯学習課。

（生涯学習課長 河合博市君登壇）

生涯学習課長（河合博市君） ただいまのご質問にお答えします。

11ページの大中島運動公園トイレ整備設計業務委託料を今年度計上していて、工事はいつ実施するかという話なんですけれども、令和4年度に実施を予定しております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） 関連で、ドローンスクールとは別に、ドローン事業については、過去に具体的な事業展開についてのご質問をしているところですが、そのときには、町としては、今後、積極的に取り組んでいるように検討するという事の中で話が止まっていると思うんですが、その辺、災害時の現地状況等の把握等、必要と思うわけですが、考え方を伺います。

議長（山田庄一君） 総務課長。

（総務課長 杉木隆司君登壇）

総務課長（杉木隆司君） 石坂議員の質問にお答えします。

災害時のドローンの活用ということだと思うんですが、基本的に災害時につきましては、ドローンの活用というのは、例えば孤立したところの現地確認とか被災箇所の確認とか、あとは行方不明者の捜索等に活用が考えられるわけでございますけれども、今現在、ドローンスクールとの関係の中で、その部分をどうしようかという具体的なものはございませんけれども、今後ある程度、そういった協力、連携が図れば、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

12番中島信義君。

12番（中島信義君） 資料の9ページでございます。

教育費の中で、中学校が来春統合された後の用途変更の設計業務委託料ということでございますけれども、委託料1,600万円出ております。これは設計委託料1,600万は結構高額な金額だと思います。どんな用途変更に対する業務ですか、そんなものが予定されるか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

議長（山田庄一君） 教育課長。

(学校教育課長 高橋康之君登壇)

学校教育課長(高橋康之君) お答えいたします。

今回の用途変更の設計業務でございます。

まず、水上中学校でございますけれども、中学校が統合するに当たりまして、小学校の移転に伴う小学校仕様の用途変更を予定しております。内容といたしましては、階段の手すりの設置、トイレ等の小学生用の入替え、それから初等教育で必要となりますプール等の新設に係る実施設計を予定しております。

藤原中学校の用途変更でございますけれども、小学校校舎の老朽化に伴いまして、藤原中学校を使用するに当たり、小学校として使用する場合の不足する教室、またはその増築、それから先ほど申し上げました小学生が利用するためのトイレ等の入替え、そういったものの基礎調査、基本設計を行う予定しております。

以上です。

議長(山田庄一君) 中島君。

12番(中島信義君) この設計業務委託料、これについては水上中学校、藤原中学校等の、だから2か所の設計業務委託料だと思うんですけども、この業務委託料についての入札関係はどんな形で行うかお答えください。

議長(山田庄一君) 教育課長。

(学校教育課長 高橋康之君登壇)

学校教育課長(高橋康之君) お答えいたします。

指名競争入札を予定しております。

以上です。

議長(山田庄一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

中島君。

12番(中島信義君) 水道事業会計の4ページです。

実は、ここに下のほうに未収金ということで1億5,000万ほど出ております。これは3年度末の多分予定推定金額だと思いますけれども、かなり大きな金額になっております。こういったことについて、ちょっと説明いただければと思いますけれども、お願いします。

議長(山田庄一君) 生活水道課長。

(生活水道課長 金子喜一郎君登壇)

生活水道課長(金子喜一郎君) お答えいたします。

この未収金につきましては、先ほどご質問にありましたとおり令和3年度の見込額を計

上させていただきました。この金額につきましては、令和2年度の決算額を踏まえまして、このような金額を計上したということでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） 水道事業全般の会計、数字から見るとかなり多額であります。こういった未収金の詳細というんですか、この未収金については時効があるのか、あるいは減免措置があるのか、または強制的に水道を止める制度、これは人命に関わることでありますので、これは相当慎重になると思えますけれども、その辺の説明をお願いします。

議長（山田庄一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

この未収金につきましてはの時効でございますけれども、令和2年の4月以降は5年間という形になっております。収納につきましては、滞納整理等で分納誓約を徴収をして対応するとか、また訪問によってコミュニケーションを取りながら徴収業務を行っているということでございます。給水停止につきましては最終の手段と考えております。そこに至るまでに納めていただけるような取組をしているということでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） 今ちょっと課長のほうから説明があったんですけども、水道料金の未収の時効を5年とたしか説明が今、聞こえたような気がするんですけども、2年じゃないでしょうか。

議長（山田庄一君） 生活水道課長。

（生活水道課長 金子喜一郎君登壇）

生活水道課長（金子喜一郎君） お答えいたします。

令和2年度の4月1日からは民法の改正がございまして5年間ということでございます。それ以前のものについては2年間ということでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

議長（山田庄一君） これより議案第50号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。

議案第50号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（山田庄一君） これより議案第51号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議長（山田庄一君） これより議案第52号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、令和3年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、令和3年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続審査・調査申出について

議長（山田庄一君） 日程第8、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第9 字句等の整理委任について

議長（山田庄一君） 日程第9、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

議長（山田庄一君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

町長閉会挨拶

議長（山田庄一君） 閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、群馬県の緊急事態宣言が9月30日まで延長されました。新規感染者数は減少傾向ではありますが、まだまだ予断を許す状況では

ありません。町民の皆さんには、引き続き一日も早い収束に向けて外出の自粛要請、事業所には時短要請などご協力をお願いをいたします。

13日、山本県知事は記者会見を開き、新型コロナウイルス感染症対策として、さらなる病床確保をはじめとした医療提供体制の強化、またワクチン接種進展に伴う10月以降の経済活動再開を視野に、2回接種を終えた人らを対象とする宿泊支援事業、愛郷ぐままプロジェクト第3段やG o T o イートワクチンプレミアム等の補正予算を県議会第3回定例会に提案すると発表されました。観光を主産業とするみなかみ町としては、早期の実施を期待をするものでございます。

次に、先日の全協でご説明した水上温泉街再生事業が9月22日に、オープンハウス、東京大学、群馬銀行、みなかみ町で包括連携協定を締結し、いよいよスタートをいたします。これにより廃屋の撤去や観光拠点の整備を進め、温泉街の魅力創出や活性化につなげたいと思っております。

本定例会は、9月7日の開会以来、本日まで11日間、議員各位におかれましては熱心なご議論をいただき、平成2年度決算認定など、ご提案申し上げました全ての案件についてご承認いただきました。改めて感謝を申し上げます。

定例会は本日で閉会をいたしますが、閉会後も皆様におかれましてはご多忙のことと拝察いたします。お体にご留意され、ご活躍いただきますようお願いし、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

議長閉会挨拶

議長（山田庄一君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会中は、終始熱心なご審議を賜るとともに、各委員会においても慎重な審議をしていただきました。議員各位と町長をはじめ当局の皆様のご協力をいただき、全ての案件を無事終了することができました。

緊急事態宣言が延長され、不要不急の外出自粛をはじめとした各種の要請が継続中であり、議員の皆様方にはこういった状況を踏まえ、感染防止対策には十分ご注意の上、議員活動をしていただきたいと思います。

結びに、今期定例会において予定されました案件全てを議了していただき、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。議員並びに関係者、当局の皆様方に感謝申し上げ、閉会の挨拶といたします。

閉 会

議長（山田庄一君） これにて、令和3年第4回（9月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(10時02分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月17日

みなかみ町議会議長 山 田 庄 一

署名議員 8番 高 橋 久 美 子

署名議員 11番 石 坂 武